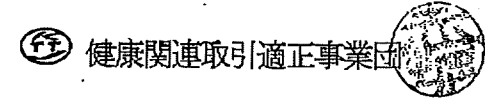


環境関連商品（役務）会員各位（代表者殿） 情報提供及び、総合所見・・・・・・戸別訪販会員にも同時情報提供

- ・本日、大阪府が下記の住宅リフォーム事業者に対して、大阪府としては比較的重い9ヶ月の業務停止命令を課した。
違反行為は、氏名等の明示義務（販売目的隠匿）、不招請勧誘、書面不備、不実告知、重要事項の故意の不告知、迷惑勧誘、解約妨害など違反行為が多数。
尚、アプローチトーク（開口一番のトーク）は、浄水器及び、寝具訪販に多い手口で、「無料で水道管点検」、「無料の水道管の掃除」、「無料の床下の点検」、「水漏れを点検してあげます」などと違法な浄水器・戸別訪販のアプローチトークと同様である。（詳細は、下記の通り）
- ・日頃絶えず、指導通達しておりますが、アプローチトーク（テレアポも含むセールストーク）の点検及び、自主行動基準の通達である「契約日の翌日の契約内容確認作業（電話）を適正に行い、違法行為の是正を強化するよう、理事長指導致します。

平成22年 3月26日



平成22年3月26日

住宅リフォーム工事の訪問販売業者に9ヶ月の業務停止命令

点検商法で高齢者被害、住宅リフォーム工事等をしつこく勧誘

大阪府では、高齢者に対し、不適正な取引行為を行っていた株式会社World Peaceに対して、特定商取引に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づき、業務の一部を停止するよう命じたので、同条第2項に基づき公表します。

併せて、同社の取引行為には、大阪府消費者保護条例（以下「条例」という）第16条に違反する行為がありましたので同条例第20条第2項の規定により、情報提供します。

1. 事業者の概要

(1) 法第8条による業務停止命令及び条例第20条第2項の規定による情報提供

事業者名 株式会社World Peace

代表者 代表取締役 杉山 信一

所在地 大阪市中央区高津一丁目9番10号サムティインテリジェンスビル503号室

業務内容 訪問販売（床下の修理・補強工事、調湿剤設置工事等の住宅リフォーム工事）

2. 法第8条による業務停止命令の内容

平成22年3月27日から平成22年12月26日までの間（9か月）、法第2条第1項に規定する訪問販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- (1) 訪問販売に係る売買契約及び役務を有償で提供する契約（以下「役務提供契約」という。）の締結について勧誘すること。
- (2) 訪問販売に係る売買契約及び役務提供契約の申込を受け付けること。
- (3) 訪問販売に係る売買契約及び役務提供契約を締結すること。

3. 大阪府における相談の概要（平成22年3月17日現在）

大阪 平成20年度 33件 平成21年度 37件

年齢別 80歳代まで 17件 70歳代 23件 80歳代 27件 90歳代 3件

契約金額 最大 804万円 平均 218万円 合計額 9165万円